

(表3)平成22年度 立入検査文書指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		14
	水道技術管理者	14
	水道法第12条第2項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施行する場合、当該工事の施行に関する技術上の監督業務を同法施行令第4条で定める資格を有する者に行わせることになっているが、貴水道事業においては資格要件を満たしていない者が監督していた。 今後は同施行令で定める資格を有する者に行わせること。 水道技術管理者は、水道法第19条第2項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、同項第1号（第2号、第4号）に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。 今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。	
	布設工事監督者	0
認可等に関すること		7
	認可	3
	水道法第10条の規定により、水道事業者は浄水方法（取水地点）を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、浄水方法を変更しているにもかかわらず、認可を受けていなかった。 今後は早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。	
	各種届出	4
	水道事業者は、水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては届出がなされておらず、かつ検査が適切に実施されたかどうか確認できなかった。 今後は早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は確実に給水開始前検査を実施し関係する記録を作成・保存すること。	
	給水開始前検査	0
水道施設管理に関すること		0
衛生管理に関すること		5
	健康診断	1
	水道法第21条第1項の規定により、水道事業者は取水場、浄水場、配水池において業務に従事している者について、同法施行規則第16条第1項に定める定期及び臨時の健康診断を行わなければならないが、貴水道事業においては、一部の対象者に対して健康診断を同項に定める頻度で実施していなかった。 今後は、同項に定める頻度で健康診断を実施すること。	

	衛生上の措置 水道法第22条の規定による衛生上の措置について、水道事業者は水道法施行規則第17条第1項の規定に基づき塩素消毒を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、一部消毒が不十分な事例が見受けられた。今後は、同項の規定に従い十分な消毒を実施すること。	4
	水質検査に関すること 水道事業者は、水道法第20条第1項の規定に基づく定期の水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規定より行うことになっているが、貴水道事業においては、一部の項目に係る検査が適切に行われていなかった。 今後は同施行令の規定に基づいた検査を行うこと。 水質検査計画に記載すべき事項については、水道法施行規則第15条第7項に基づき記載しなくてはならないが、貴水道事業においては、「検査の回数及びその理由」の記載がないなど内容項目が不十分な点が見受けられた。今後は、規定に基づき適切に記載すること。 水質検査計画に記載すべき事項については、水道法施行規則第15条第7項に基づき記載しなくてはならないが、貴水道事業においては、「水質検査を委託する場合における当該委託の内容」（「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」）の記載がないなど内容項目が不十分な点が見受けられた。今後は、規定に基づき適切に記載すること。	9
	水質管理に関すること	1
	汚染源の把握	0
	クリプトスポリジウム対策 水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。 今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付健水発第0330005号）に基づく水源対策を行うこと。	1
	危機管理対策に関すること	0
	住民対応に関すること 水道事業者は、水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2の規定により、需要者に対し水道事業に関する情報を提供しなければならないが、貴水道事業においては同条第3号（第5号）に規定する水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項（給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項）が提供されていなかった。 今後は同条の規定に基づいた情報を提供すること。 水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2の規定により、水道事業者は、水質検査計画について、事業年度の開始前に情報提供しなければならないが、貴水道事業においては情報提供がなされていなかった。 早急に情報提供を行うこと。	5
	資源・環境に関すること	0
	その他	0